

**再生可能エネルギーによる温室効果ガスの排出抑制効果推計業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 概要

(1) 業務の名称

再生可能エネルギーによる温室効果ガスの排出抑制効果推計業務

(2) 業務の目的

本市では、2019年12月に、2050年までにCO₂排出量実質ゼロを目指すことを宣言し、地球温暖化対策をより一層推進していくため、今年度、那須塩原市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】の改訂を進めている。

その基盤情報となる市内の温室効果ガス排出・吸収量については、本市の現状を個別に示す統計情報等がないため、そのほとんどを按分法で算定している。その結果、再生可能エネルギー導入や省エネルギー化といった施策の効果が排出削減量に反映されないとの課題がある。

施策の効果を適切に評価し、2050年CO₂排出量実質ゼロに向けてPDCAサイクルを回すためには、市内の温室効果ガス排出・吸収量を可能な限り精緻に把握する等の必要がある。

また、地域の再生可能エネルギー由来の電気が持つ環境価値は、供給側又は需要側のどちらの地域に帰属するののかという議論があり、計上に関する基準が明確でないというのが現状である。

本業務では、地域の温室効果ガス排出・吸収量を議論する際の環境価値の計上方法も含め、温室効果ガスの排出量、吸収量及び削減量を適切に算定する方法を検討するとともに、将来予測を行った上で、2050年を見据えた地域再生可能エネルギー導入目標策定支援等を行う。

(3) 業務の内容

別紙仕様書に記載のとおり

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和4年1月18日まで

(5) 提案上限額

9,966,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(6) 担当部局及び書類提出先等

那須塩原市気候変動対策局 担当：国井、小田戸

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

電話：0287-73-5651 FAX：0287-62-7500

2 参加者の資格要件

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 那須塩原市の入札参加資格を有すること。
ただし、参加申請書提出日までに那須塩原市入札参加資格の取得が間に合わない場合は、企画提案書提出日までに入札参加資格を取得すること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 那須塩原市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第4号又は同条第5号の規定に該当しないものであること。

3 公募型プロポーザルの手続等

(1) プロポーザルの日程

ア 事業公募開始	令和3年	5月26日（水）
イ 参加申請書提出期限	令和3年	6月14日（月）午後1時まで
ウ 質疑書提出期限	令和3年	6月14日（月）午後1時まで
エ 質疑回答	令和3年	6月17日（木）（予定）
オ 企画提案書等提出期限	令和3年	7月 1日（木）午後1時まで
カ 審査結果の通知・公表	令和3年	7月 9日（金）（予定）

(2) 参加申請書の提出

本件に参加する場合は、参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

ア 提出期限 令和3年6月14日（月）午後1時まで（必着）

- イ 提出書類 ①参加申請書 代表者印を押印したもの1部
②会社の概要がわかるパンフレット等（任意様式）1部
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
- エ 提出先 1（6）に同じ。
- オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届（様式第2号）を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

（3）質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第3号）により受け付ける。

- ア 提出期限 令和3年6月14日（月）午後1時まで（必着）
- イ 提出先 1（6）に同じ。
- ウ 提出方法 電子メール

質疑書を添付し送付すること。なお、質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は次のとおりとすること。ただし、参加者名称は略称でも可とする。

件名：再エネ温ガス抑制効果推計業務質疑：＋

送信年月日[yyyymmdd]＋（参加者名称）

【例】株式会社△△△△が令和3年5月27日に質疑書を送付した場合
再エネ温ガス抑制効果推計業務質疑：20210527 株式会社△△△△

エ 質疑への回答

質疑への回答は、参加申請を行った者全員に、回答書を添付した電子メールを送信する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

- オ 質疑回答予定日 令和3年6月17日（木）

（4）企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和3年7月1日（木）午後1時まで（必着）
- イ 提出書類
 - ① 履行実績（様式第4号）
 - ② 業務実施体制図（様式第5号）
 - ③ 企画提案書（様式第6号）

④ 見積書及び内訳書（任意様式）

ウ 提出部数 正本1部 副本7部

エ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 1（6）に同じ。

4 評価方法等

（1）評価方法

提出された企画提案書及び見積書について、別表「評価基準」に定める評価基準により書面審査を行う。（本プロポーザルにおいては、プレゼンテーションは行わない。）

（2）結果通知

評価結果は、令和3年7月9日までに書面により通知する。同日までに通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

5 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額で契約を行うこととする。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

なお、本業務は、環境省「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業」の補助金活用を想定しており、補助金の交付に至らなかった場合には、契約を締結しないことがある。

6 その他

- （1）企画提案書の提出後、提案者が2（1）～（5）に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- （2）企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- （3）企画提案書に記載した内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとすること。
- （4）企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

- (5) 提出された資料は返却しない。また、那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）の規定による開示請求の対象となることがあること。
- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。